

令和5年度三戸町収入保険加入推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、農業者の経営努力では避けられない自然災害や価格低下等による収入減少があった場合の損失を補填し、経営安定を図ることを目的とした、青森県農業共済組合（以下「共済組合」という。）が実施する農業経営収入保険事業（以下「収入保険」という。）に農業者が加入することを促進し、もって農業者の安定した生産活動及び農業経営を推進するため、予算の範囲内において、三戸町収入保険加入推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業及び対象経費、補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有する個人若しくは町内に本店又は主たる事務所を設置する法人で、事業実施主体が実施する収入保険に加入する者とする。

(交付申請等の委任)

第3条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付の申請、請求、報告及び受領に係る権限を青森県農業共済組合の長（以下「事業実施主体」という。）に委任するものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 事業実施主体は、補助金の交付を申請しようとするときは、三戸町収入保険加入推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に対して補助金の交付申請を行うものとする。

(1) 収支予算書（様式第2号）

(2) 委任状（様式第3号）

(3) 取組主体及び当該取組主体に係る保険の内容が確認できる書類の写し

(4) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、三戸町収入保険加入推進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

（1）補助事業について次に掲げる変更を加える場合において三戸町収入保険加入推進事業費補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第5号）を町長に提出しその承認を受けること。

ア 補助金額の増額又は30%を超える減額を伴う補助事業の変更

イ 補助事業の中止又は廃止

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を町長に報告しその指示を受けること。

（3）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを翌年4月1日から5年間保管しておくこと。

2 町長は前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、三戸町収入保険加入推進事業費補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第6条第1項規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、第5条により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる

（1）虚偽の申請その他不正な手段により補助金の決定又は交付を受けたとき。

（2）その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、三戸町収入保険加入推進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の交付の方法）

第9条 事業実施主体は、補助金を請求しようとするときは、補助事業完了後、速やかに三戸町収入保険加入推進事業費補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年4月20日のいずれか早い日まで三戸町収入保険加入推進事業費補助金実績報告書（様式第9号）に次の書類を添えて町長に報告しなければならない。

- （1）事業費精算書（様式第10号）
- （2）取組主体が補助対象経費を支払ったことが確認できる書類
- （3）取組主体が収入保険に加入したことが確認できる書類
- （4）その他町長が必要と認めた書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の書類の提出を受けた場合において、当該報告書等の書類を審査し、交付すべき補助金等の額を確定し、三戸町収入保険加入推進事業費補助金の額の確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額	備考
収入保険への新規加入	令和5年1月から令和5年1月2月末を保険対象期間とする 収入保険加入時にかかる保険料(掛け捨て部分)及び事務費 保険料(掛け捨て部分)：事業規定第11条に規定する保険料 事務費：事業規定第13条に規定する事務費	左記、補助対象経費の 25%以内の 額 上限70,000円	補助金の交付は、一人又は一法人につき、1回限りの交付とする。